

各 指定都市 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長

（ 公 印 省 略 ）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年十二月二十八日とする措置を指定する件について（施行通知）

日頃より難病対策の推進につきましては、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、令和二年七月豪雨による災害が、「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和二年政令第223号。別添1参照。）により、令和2年7月14日付けで特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和2年12月28日とされたことを受け、令和2年7月17日付けで「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年十二月二十八日とする措置を指定する件」（令和2年厚生労働省告示第264号。別添2参照。）が告示されました。

この告示中、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に係る事項は、下記のとおりであるので、御了知の上、適切にご対応をお願いいたします。

記

第1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添2のとおりであり、そのうち難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりである。

- 特定医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第7条第1項）